

特別徴収(仮徴収)の通知を送付します

平成20年度から、国民健康保険制度の変更により、一定の要件を満たす場合は国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)が開始されました。平成22年4月の年金支給分から特別徴収(仮徴収)される人には、平成22年3月末までに仮徴収税額の通知を送付します。

1. 特別徴収となる人の要件

国民健康保険に加入し、次の要件を満たす人(世帯主)が、国民健康保険税の特別徴収の対象となります。

- ① 世帯主が国民健康保険加入
 - ② 世帯内の国民健康保険加入者が全員65歳から74歳
 - ③ 世帯主の介護保険料が特別徴収されている
 - ④ 世帯主が受給している年金が年額18万円以上
 - ⑤ 特別徴収される介護保険料と国民健康保険税の合計額が、世帯主が受給している年金額の1/2以下
- ※平成21年度中に転入などで被保険者の異動があり、前記の要件を満たすこととなる世帯についても

平成22年4月以降に支給される年金から特別徴収(仮徴収)を開始します。

2. 年金からの特別徴収月

「仮徴収」年税額が決定する前の4月・6月・8月支給分の年金から、仮の税額で特別徴収します。

「本徴収」年税額が決定した後、年税額より仮徴収税額を差引いた額を10月・12月・2月支給分の年金から特別徴収します。

※「仮の税額」は、原則として前年度の税額・税率を基に算出します。

※仮徴収税額については、所得等の要件により6月の徴収分から金額を変更する場合があります。

※「平成22年度の年税額」―「仮徴収税額」＝「本徴収税額」となります。

3. 「特別徴収」と「口座振替」で納付方法を選択

特別徴収の対象となり、希望される人は、「申し出」により特別徴収ではなく口座振替による普通徴収で納めることができます。(保険税の年税額(総額)は変わりません。)

※納付方法の変更は、口座振替による条件となります。(納税通知書による納付には変更できませんのでご注意ください。)

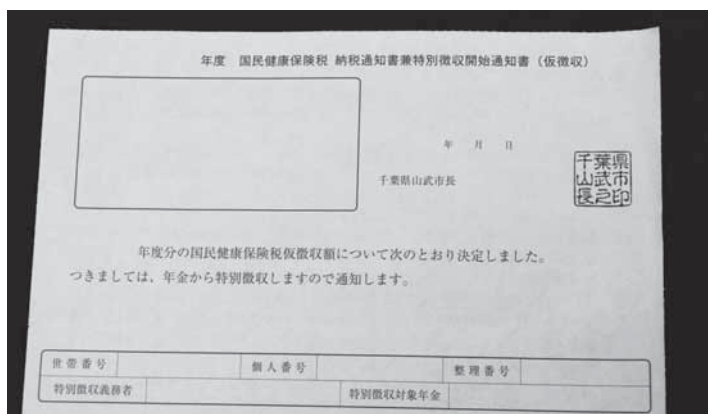
特別徴収を停止し、口座振替に変更するには、「申し出」をしてから2ヶ月以上かかる場合があります。口座振替による納付で滞納した場合(口座から引落しができなかった場合は、特別徴収に切替えることがあります)。

世帯主以外の口座から引落しを希望する場合でも、納税通知書などの送付先(納税義務者は世帯主)となります。

その年中に納めた国民健康保険税は、確定申告や住民税申告のときに社会保険料控除として申告することができます。特別徴収となる方が「申し出」により口座振替での納付に変更した場合は、口座名義人の社会保険料控除として申告することができます。

4. 「納付方法変更の申し出」に必要なもの

- ① 国民健康保険税納付方法変更申出書(市役所課税課窓口に用



意してあります。)

- ② 山武市口座振替依頼書兼自動振込利用申込書(依頼者控)

※新たに口座振替で納付する人や、今までは異なる口座で振替納付をされる方は、「申し出」前に金融機関で口座振替の手続きが必要で、※既に口座振替で納付している方は必要ありません。

- ③ 申出者(世帯主または世帯員)の国民健康保険証

- ④ 印鑑(自動印不可)

問 課税課市民税係

☎ (80) 1281